

令和6年度性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況

※本表中において、「理解増進法」は「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）」を指すものとする。

| 番号 | 施策・事業名 | 府省庁名 | 令和6年度に実施した施策等 | URL | 施策の類型 | | | |
|----|--------------------------------------|------|--|--|-------|----------|---------|--------|
| | | | | | 学術研究 | 知識の着実な普及 | 相談体制の整備 | その他の施策 |
| 1 | eラーニングによる新任管理者等のためのハラスメント防止講習 | 内閣官房 | 各府省等独自の研修等を受講できない新任管理者等に対して、性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する内容を含めた、職場におけるハラスメント防止のためのeラーニングを実施した。 | 該当なし | | ○ | | |
| 2 | 性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性に関する勉強会 | 内閣官房 | 各府省等における一層の理解促進に資するよう、各府省等の人事担当者・ハラスメント担当者などを含む全ての職員に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する基礎知識等を習得するための機会を提供することを目的に開催し、令和6年度は約2,000名の職員が参加した。 | 該当なし | | ○ | | |
| 3 | 性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議の運営 | 内閣府 | 関係行政機関の局長級職員をもって構成される、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うことを目的とした連絡会議において、ヒアリングや予算案のとりまとめ報告等を行った。（令和6年度：8回開催） | 性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議 https://www8.cao.go.jp/rikaizoshin/meeting/index.html | | | | ○ |
| 4 | 理解増進法の趣旨や目的に関する広報・啓発 | 内閣府 | 理解増進法の趣旨や目的に関するQ&Aやリーフレットを内閣府ホームページに掲載するとともに、リーフレットについては、令和5年度に続き、令和6年度においても地方公共団体等を通じて、国民一般へ配布した。 | 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律に関するQ&A https://www8.cao.go.jp/rikaizoshin/qa/index.html リーフレット「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律を知っていますか？」 https://www8.cao.go.jp/rikaizoshin/koho/index.html | | ○ | | |
| 5 | 性的指向及びジェンダーアイデンティティの基礎的な知識等に関する広報・啓発 | 内閣府 | 性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する基礎的な知識等を取りまとめたパンフレットを作成した。 | パンフレット「SOGIの多様性に関する理解と尊重を目指して」 https://www8.cao.go.jp/rikaizoshin/koho/pdf/sogi.pdf | | ○ | | |

| 番号 | 施策・事業名 | 府省庁名 | 令和6年度に実施した施策等 | URL | 施策の類型 | | | |
|----|---|------|--|--|-------|----------|---------|--------|
| | | | | | 学術研究 | 知識の着実な普及 | 相談体制の整備 | その他の施策 |
| 6 | 都道府県・政令指定都市の性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進担当課一覧の作成及び公表 | 内閣府 | 令和5年度に続き、令和6年度においても、各地方公共団体における政策や取組に関する国民の皆様の理解を深める一助となることや、国及び地方公共団体間の連携を促すことを目的として、都道府県・政令指定都市における性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進施策の担当課の一覧を更新し、内閣府ホームページに掲載した。 | 都道府県・政令指定都市担当課一覧 https://www8.cao.go.jp/rikaizoshin/tanto/ichiran.html | | | | ○ |
| 7 | 性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する裁判例の収集・整理 | 内閣府 | 近年の性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する裁判例を収集・整理し、内閣府ホームページに掲載した。 | 性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する裁判例 https://www8.cao.go.jp/rikaizoshin/research/pdf/r06-precedent.pdf | ○ | | | |
| 8 | 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解浸透度の把握及び理解増進に係る研究に当たり留意すべき事項等の調査・研究 | 内閣府 | 性的マイノリティ当事者を対象とした調査を実施する際に参考となるよう留意事項等を取りまとめ、報告書を内閣府ホームページに掲載した。 | 概要「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解浸透度の把握及び理解増進に係る研究に当たり留意すべき事項等の調査・研究」 https://www8.cao.go.jp/rikaizoshin/research/pdf/r06-gaiyo.pdf 報告書「同上」 https://www8.cao.go.jp/rikaizoshin/research/pdf/r06-houkoku.pdf | ○ | | | |
| 9 | 孤独・孤立相談ダイヤル（#9999） | 内閣府 | 孤独・孤立に悩む人向けに、NPOなど関係団体と連携し、相談窓口「孤独・孤立相談ダイヤル（#9999）」を設置し、相談対応を実施した。（令和6年度は、令和6年5月2日から5月7日まで及び令和6年12月25日から令和7年1月4日までの2度実施。） | 該当なし | | | ○ | |
| 10 | 行政機関等において、同性カップル間の暴力など多様な形があり得ることにも留意が必要であることの周知 | 内閣府 | 行政機関等において配偶者等からの暴力の被害者の相談支援等を行う者に対し、研修等の機会を通じて、同性カップル間の暴力について、保護命令の対象となった事例があることなどについて周知を行った。 | 該当なし | | | ○ | |
| 11 | 避難生活支援リーダー/サポーター研修 | 内閣府 | 地域のボランティア人材に避難所運営のスキルの学んでいただく「避難生活支援リーダー/サポーター研修」において、女性や性的マイノリティなど多様な被災者への配慮や対応についても盛り込み、避難所運営の現場における適切な対応を促している。（令和6年度受講実績：450名） | 避難生活支援を担う地域人材の育成について（避難生活支援リーダー/サポーター研修） https://www.bousai.go.jp/kyoiku/bousai-vol/hinanseikatsusien.html | | ○ | | |
| 12 | 新規採用職員研修 | 内閣府 | 例年実施している新規採用職員研修において、性的マイノリティに関する内容を取り扱うこととした。 | 該当なし | | ○ | | |

| 番号 | 施策・事業名 | 府省庁名 | 令和6年度に実施した施策等 | URL | 施策の類型 | | | |
|----|-----------------------------------|---------|--|------|-------|----------|---------|--------|
| | | | | | 学術研究 | 知識の着実な普及 | 相談体制の整備 | その他の施策 |
| 13 | ハラスメントに関する相談窓口の設置 | 内閣府 | ハラスメントに関する相談窓口を設置しており、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とするハラスメントについても相談の対象としている。 | 該当なし | | | ○ | |
| 14 | 職員向けの苦情相談窓口及び相談員の設置 | 宮内庁 | 職員向けの苦情相談窓口及び相談員を設置して全職員に周知し、性的指向、ジェンダーアイデンティティに関するハラスメントを含め、職員からの各種のハラスメント相談に対応した。 | 該当なし | | | ○ | |
| 15 | 国家公務員ハラスメント防止週間に合わせた普及啓発 | 公正取引委員会 | 令和6年度国家公務員ハラスメント防止週間に合わせて、ハラスメント（性的指向及びジェンダーアイデンティティに係る内容を含む。）に関する自習用教材を用いた全職員向けの研修を実施するとともに、事務総長から職員向けにハラスメント防止に関するメッセージを発信した。 | 該当なし | | ○ | | |
| 16 | 新規採用者向け研修、新任管理職研修、新任課長補佐研修、新任係長研修 | 公正取引委員会 | 令和6年度に新たに採用された職員、当該年度に新たに管理職・課長補佐級・係長級に昇任した職員に対し、セクハラを含むハラスメント（性的指向及びジェンダーアイデンティティに係る内容を含む。）に対する正しい認識を持たせ、ハラスメントを未然に防止する研修を実施した。（令和6年度受講者実績：新規採用者向け研修62名、新任管理職研修7名、新任課長補佐研修16名、新任係長研修15名） | 該当なし | | ○ | | |
| 17 | 職員相談窓口の運営 | 公正取引委員会 | 職員向け各種相談窓口を運営しているところ、苦情相談制度及びカウンセリング制度において、性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性に関する苦情や相談についても受け付けている。 | 該当なし | | | ○ | |
| 18 | 職場環境の改善等に向けたハラスメントに係る匿名アンケートの実施等 | 公正取引委員会 | 令和6年度ワークライフバランス推進強化月間における取組の1つとして、職場環境の改善等に向けたハラスメント（性的指向及びジェンダーアイデンティティに係る内容を含む。）に係る匿名アンケートを実施し、アンケート結果を取りまとめて庁内LAN掲示板に掲載した。また、当該アンケート結果を受けて、事務総長から職員向けにハラスメント防止に関するメッセージを発信するとともに、ハラスメントに関する相談窓口を周知した。 | 該当なし | | ○ | | |
| 19 | 幹部職員等の意識啓発のための研修 | 警察庁 | 性的指向及びジェンダーアイデンティティに係る内容を含む各種ハラスメント防止等に関する幹部職員等の意識啓発のための研修を実施した。 | 該当なし | | ○ | | |

| 番号 | 施策・事業名 | 府省庁名 | 令和6年度に実施した施策等 | URL | 施策の類型 | | | |
|----|--|----------|---|---|-------|----------|---------|--------|
| | | | | | 学術研究 | 知識の着実な普及 | 相談体制の整備 | その他の施策 |
| 20 | 適正な職務執行を期するための研修 | 警察庁 | 警察庁では、新規採用及び昇任時の研修において教える事項について都道府県警察等に対し、通達等で示しており、性的指向・ジェンダーアイデンティティを含む各種人権課題に対する理解を深め、人権尊重の重要性や人権に配慮した職務執行の必要性について理解させるための研修を行うよう指示している。これを受けて、都道府県警察等では、採用時・昇任時の研修のほか、警察学校における、専門的な研修や警察署等における職場研修等の様々な機会に、性的指向・ジェンダーアイデンティティを含む各種人権に配慮した適正な職務執行を期するための研修を実施している。 | 該当なし | | ○ | | |
| 21 | セクシュアル・ハラスメント等相談員の指定 | 警察庁 | 性的指向及びジェンダーアイデンティティに係る内容を含む各種ハラスメント防止等に対応するため、警察庁の内部部局におけるセクシュアル・ハラスメント等相談員を指定し、これを全職員に対し周知した。 | 該当なし | | | ○ | |
| 22 | ハラスメントに関する相談窓口の設置 | カジノ管理委員会 | ハラスメントに関する相談窓口を設置しており、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とするハラスメントについても相談の対象としている。 | 該当なし | | | ○ | |
| 23 | ハラスメント防止研修（対面）の実施 | カジノ管理委員会 | 管理職・課長補佐級の職員を対象に、当事者意識の醸成とハラスメント（性的指向及びジェンダーアイデンティティに係る内容を含む。）に係る正しい認識を持たせるための研修を実施した。 （令和6年度受講者実績：管理職18名、課長補佐級45名） | 該当なし | | ○ | | |
| 24 | 服務規律等研修 | 金融庁 | 全職員を対象に実施している研修のうち「ハラスメント防止」の項目において、性的指向・ジェンダーアイデンティティ等についての内容を盛り込んだ。 | 該当なし | | ○ | | |
| 25 | 職員のための苦情相談窓口 | 消費者庁 | 職員のための苦情相談窓口において、性的指向、ジェンダーアイデンティティの相談があれば対応している。 | 該当なし | | | ○ | |
| 26 | 「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」（令和6年3月こども家庭庁）の内容についての周知 | こども家庭庁 | 行政職員がこどもや若者の社会参画・意見反映について適切に理解し効果的に取り組むことができるよう、声を聴かれにくいこどもや若者として考えられる性的マイノリティのこども・若者にとって安全・安心な場づくりのための工夫を記載した「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」（令和6年3月こども家庭庁）の内容について周知を行った。 | ガイドライン https://www.cfa.go.jp/policies/iken/ikenhanei-guideline | | ○ | | |

| 番号 | 施策・事業名 | 府省庁名 | 令和6年度に実施した施策等 | URL | 施策の類型 | | | |
|----|---|--------|---|--|-------|----------|---------|--------|
| | | | | | 学術研究 | 知識の着実な普及 | 相談体制の整備 | その他の施策 |
| 27 | ハラスメント相談窓口の設置 | こども家庭庁 | 職員から、「セクシャルハラスメント」、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」及び「パワーハラスメント」に関する苦情相談の窓口を設けており、性的指向及びジェンダーアイデンティティに係るものも含め苦情の申出及び相談に対応している。 | 該当なし | | | ○ | |
| 28 | 各種ハラスメントに関する相談員の指名 | こども家庭庁 | 各種ハラスメントについて、職員からの相談に対応するため相談員を指名しており、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関するハラスメントも相談の対象としている。 | 該当なし | | | ○ | |
| 29 | ハラスメント相談窓口の設置 | デジタル庁 | 職員から性的指向・ジェンダーアイデンティティに係るものも含め各種ハラスメントに関する苦情の申出及び相談に対応している。 | 該当なし | | | ○ | |
| 30 | 各種ハラスメントに関する相談員の指名 | 復興庁 | セクシュアル・ハラスメント等の各種ハラスメントについて、職員からの相談に対応するため相談員を指名しており、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関するハラスメントも相談の対象としている。 | 該当なし | | | ○ | |
| 31 | 地方公共団体の職員採用等における平等取扱いの原則（地方公務員法第13条）に即した対応の要請 | 総務省 | 地方公共団体における職員採用の際に、性的指向・性自認といった標準職務遂行能力及び適性の判定に必要な事項の把握を行うことは、地方公務員法第13条に規定する『平等取扱いの原則』に反しているとの疑念を受けかねないものであることから、改めて採用試験の点検を依頼した。 | 地方公共団体の職員の公正な採用について（令和7年3月25日事務連絡） https://www.soumu.go.jp/main_content/000999710.pdf | | ○ | | |
| 32 | 厚生労働省指針を踏まえた地方公共団体におけるハラスメント防止への対応 | 総務省 | 理解増進法が施行されたことを踏まえ、 ・事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）において、「被害を受けた者の性的指向又は性自認にかかわらず、当該者に対する職場におけるセクシュアルハラスメントも、本指針の対象となる」旨示されていること ・事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）において、パワーハラスメントに該当すると考えられる例として、「相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を行うこと」及び「労働者の性的指向・性自認（略）等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露すること」が明記されていることについて、改めて認識し、適切に対応いただきたい旨地方公共団体に対し助言を行った。 | 地方公共団体における各種ハラスメント対策の一層の徹底について（令和6年12月26日総行女第37号） https://www.soumu.go.jp/main_content/001013493.pdf | | ○ | | |

| 番号 | 施策・事業名 | 府省庁名 | 令和6年度に実施した施策等 | URL | 施策の類型 | | | |
|----|---------------------|--------|---|---|-------|----------|---------|--------|
| | | | | | 学術研究 | 知識の着実な普及 | 相談体制の整備 | その他の施策 |
| 33 | ハラスメント苦情相談員の配置 | 総務省 | セクシュアル・ハラスメントに対する苦情相談に対応するハラスメント苦情相談員を配置しており、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する偏見に基づく言動も含めて受け付けている。 | 該当なし | | | ○ | |
| 34 | 違法・有害情報相談センターの運営の支援 | 総務省 | 違法・有害情報相談センターにおいて、インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行った。 | 違法・有害情報相談センター https://ihaho.jp/ | | | ○ | |
| 35 | 各消防本部の幹部に向けた講義 | 総務省消防庁 | 消防大学校において、平成30年3月から各消防本部の幹部向け研修の中でLGBTに関する講義を実施しているところ、令和6年度についても講義を行った。（令和6年度実績 講義回数：6回、受講学生：327人） | 該当なし | | ○ | | |
| 36 | 人権相談・調査救済活動の実施 | 法務省 | 全国の法務局において、性的マイノリティの方々に関するものを含めて様々な人権問題等について相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じた（令和6年の性的マイノリティに関する人権相談件数：173件）。 | ・人権相談窓口 https://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html ・調査救済活動 https://www.moj.go.jp/JINKEN/index_chousa.html | | | ○ | |
| 37 | 性的マイノリティに関する啓発活動 | 法務省 | 性的マイノリティに関する啓発動画の配信、冊子の配布等の各種人権啓発活動を実施している。また、性的マイノリティの方々に配慮した様々な取組を進めている企業等に、その内容を公表していただくことにより、企業や個人の参考としていただく取組を実施している（令和7年3月時点の掲載企業・団体数：13）。 | ・動画「あなたがあなたらしく生きるために 性的マイノリティと人権」 https://www.youtube.com/watch?v=G9DhghaAxl0 ・動画「企業と人権 職場からつくる人権尊重社会」 https://www.youtube.com/watch?v=PGt4tUQy2u8 ・冊子「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会<改訂版>」 https://www.moj.go.jp/content/001296336.pdf ・Myじんけん宣言・性的マイノリティ編 https://www.jinken-library.jp/respect-for-gender-diversity/ | | ○ | | |
| 38 | 人権啓発指導者養成研修会 | 法務省 | 都道府県、特別区及び市町村の人権啓発行政に携わる職員等を対象に、地域に密着した人権啓発の指導者として必要なスキルと知識の修得のための研修を毎年度実施し、性的マイノリティに関する講義も行っている（令和6年度受講者数：584人）。 | 該当なし | | ○ | | |

| 番号 | 施策・事業名 | 府省庁名 | 令和6年度に実施した施策等 | URL | 施策の類型 | | | |
|----|---|------|---|------|-------|----------|---------|--------|
| | | | | | 学術研究 | 知識の着実な普及 | 相談体制の整備 | その他の施策 |
| 39 | 検察職員、保護観察官、法務局職員及び矯正施設で勤務する職員に対して実施する各種研修 | 法務省 | 検察職員、保護観察官、法務局職員及び矯正施設で勤務する職員に対して実施するそれぞれの各種研修において、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する講義を実施した。 | 該当なし | | ○ | | |
| 40 | ハラスメントに関する職員のための苦情相談窓口 | 法務省 | 従来より、ハラスメントに関する職員のための苦情相談窓口を設置し、性的指向、ジェンダーアイデンティティ含め、各種苦情相談に対応している。 | 該当なし | | | ○ | |
| 41 | セクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口の設置 | 外務省 | 職員のためのハラスメント相談窓口を設置しており、性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する内容の相談を含め、職員からのハラスメント相談に対応した。 | 該当なし | | | ○ | |
| 42 | 国際社会における取組 | 外務省 | 国連LGBTIコアグループのメンバー国として、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する基本的価値観を共有する各国との連携を図るとともに、各国やNGOとの意見交換を始めとする様々な機会を通じ、我が国の立場について発信を行った。 | 該当なし | | | | ○ |
| 43 | コンプライアンス研修 | 財務省 | 一般職員を対象に実施している「コンプライアンス研修」のうち「ハラスメント防止」の項目において、令和5年度より性的指向・ジェンダーアイデンティティ等についての内容を盛り込んでいる。 | 該当なし | | ○ | | |
| 44 | ハラスメント防止のための研修 | 国税庁 | 従来より、ハラスメント防止のための研修の一環として、性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する内容を取り扱っているところ、令和6年度も取り扱った。 ≪対象研修≫ ・ 審判所外部登用者研修（受講者：13名） ・ 新任調査官研修 ・ 庁内ハラスメント研修（受講者1,600名程度） ・ 専門官基礎研修・社会人基礎研修（受講者1,150名程度） ・ 総合職基礎研修 | 該当なし | | ○ | | |
| 45 | 採用時研修 | 国税庁 | 従来より、採用時研修において、「性的マイノリティに関する人権問題」についての内容を取り扱っているところ、令和6年度も取り扱った。 ≪対象研修≫ 専門官基礎研修及び社会人基礎研修(受講者約1,000名) | 該当なし | | ○ | | |
| 46 | ハラスメント相談窓口の設置 | 国税庁 | 従来から、職員のためのハラスメント相談窓口を設置し、性的指向、ジェンダーアイデンティティを含む、ハラスメント全般に関する相談体制を整備している。 | 該当なし | | | ○ | |

| 番号 | 施策・事業名 | 府省庁名 | 令和6年度に実施した施策等 | URL | 施策の類型 | | | |
|----|--|-------|--|---|-------|----------|---------|--------|
| | | | | | 学術研究 | 知識の着実な普及 | 相談体制の整備 | その他の施策 |
| 47 | 性的マイノリティに関する取組についての会議等での周知 (学校教育担当) | 文部科学省 | 各都道府県・指定都市教育委員会の人権教育担当者等を対象とした会議「人権教育担当指導主事連絡協議会」や教職員等を対象とした「人権教育推進研修」等の場において、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成27年4月)、教職員向けパンフレット「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」(平成28年4月)、性的マイノリティに関する課題と対応について追記した改訂版「生徒指導提要」(令和4年12月)等の趣旨・内容を周知するとともに、有識者による講演を実施するなどして、学校における性的マイノリティとされる児童生徒に対するきめ細かな対応について理解の促進を図った。 | 人権教育推進研修 https://www.nits.go.jp/training/102/019.html | | ○ | ○ | |
| 48 | 人権教育開発事業 | 文部科学省 | 学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な研究や、学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することを目的とした実践的な研究を実施し、性的マイノリティに関するものを含む人権教育の先進的な取組のモデルを構築するとともに、人権教育の充実に資する事例及び資料等を収集・集約・発信するための機能を有したウェブサイト「人権教育アーカイブ」を整備し、学校における人権教育の推進を図った。 | ・人権教育研究推進事業 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/siryo/1341102.htm ・人権教育アーカイブ https://jinken.mext.go.jp/ | | ○ | | |
| 49 | スクールカウンセラー等活用事業 スクールソーシャルワーカー活用事業 | 文部科学省 | スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に係る経費を補助すること等により、性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する相談を含め、多様な相談事項に対応できるよう、学校における教育相談体制を充実させた。 | 該当なし | | | ○ | |
| 50 | 社会教育を推進するための指導者の資質向上等事業 | 文部科学省 | 「全国社会教育主事の会交流研修会」及び「社会教育主事講習」において、性的マイノリティに関する施策について情報提供を行った。 | 該当なし | | ○ | | |
| 51 | 地域における家庭教育支援基盤構築事業 | 文部科学省 | 家庭教育支援チームの組織化及び支援活動等に係る経費の補助を行っているところ、性的マイノリティ等について、保護者に対する学習の機会の提供及び情報提供等のチームの取組にも活用可能としている。 | 子供たちの未来をはぐくむ家庭教育 https://katei.mext.go.jp/ | | ○ | | |
| 52 | 職員研修 | 文部科学省 | 各種ハラスメント(パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント(性的指向及びジェンダーアイデンティティを含む)、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント)について自習用研修教材にて学習を行う、全職員対象のハラスメント研修(オンライン)を実施した。 | 該当なし | | ○ | | |

| 番号 | 施策・事業名 | 府省庁名 | 令和6年度に実施した施策等 | URL | 施策の類型 | | | |
|----|------------------------|-------|---|--|-------|----------|---------|--------|
| | | | | | 学術研究 | 知識の着実な普及 | 相談体制の整備 | その他の施策 |
| 53 | 相談窓口の整備 | 文部科学省 | 各部署においてコンプライアンス等相談員を配置し、各種ハラスメント（性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とするハラスメントを含む）に対する相談窓口を整備した。 | 該当なし | | | ○ | |
| 54 | 事業主に向けた周知・広報 | 厚生労働省 | 例年に引き続き、令和6年度においても、公正な採用選考のため、採用基準の基本的な考え方として「性的マイノリティなど特定の人を排除しない」旨を記載した事業主向け啓発パンフレットを作成し周知・啓発を実施した。 | 該当なし | | ○ | | |
| 55 | 労働者や事業主からの相談対応・体制の整備 | 厚生労働省 | 例年に引き続き、令和6年度においても、都道府県労働局及び労働基準監督署等に設置している総合労働相談コーナーにおいて、性的指向・性自認に関連する労働問題の相談に対応することをリーフレット等により周知し、個別労働関係紛争の未然防止や早期解決に向けた支援を実施した。 | 総合労働相談コーナーのご案内 https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html | | ○ | ○ | |
| 56 | 職場におけるダイバーシティ推進事業 | 厚生労働省 | 性的マイノリティの方々をはじめ、誰もが働きやすい職場環境の実現に向け、令和6年度は企業や性的マイノリティ当事者を含む労働者に対してアンケート調査やヒアリングを実施し、その分析を行うとともに、性的マイノリティに関する企業の取組事例集を作成した。 | 職場におけるダイバーシティ推進に関する事業 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/0000088194_00001.html | ○ | ○ | | |
| 57 | 職場におけるハラスメント対策に関する周知啓発 | 厚生労働省 | 被害を受ける方の性的指向や性自認にかかわらず、職場での性的な言動はセクシュアルハラスメントに該当しうることや、性的指向・性自認に関する侮辱的な言動やいわゆる「アウトティング」は、パワーハラスメントの3要素を満たす場合には、これに該当しうることについて、職場におけるパワーハラスメント及びセクシュアルハラスメント防止対策の一環として、パンフレット等を活用し、周知を行った。 | 該当なし | | ○ | | |
| 58 | 医療機関への知識の普及 | 厚生労働省 | 医療機関については、全国医政関係主管課長会議にて、性的指向やジェンダーアイデンティティを理由とした不当な取扱いの防止について周知し、医療サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるよう徹底を依頼した。 | 該当なし | | ○ | | |

| 番号 | 施策・事業名 | 府省庁名 | 令和6年度に実施した施策等 | URL | 施策の類型 | | | |
|----|--------------------|-------|--|---|-------|----------|---------|--------|
| | | | | | 学術研究 | 知識の着実な普及 | 相談体制の整備 | その他の施策 |
| 59 | 福祉関係施設等への知識の普及 | 厚生労働省 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治体の障害保健福祉担当者向けの会議にて、性同一性障害に関する正しい知識の普及活動や精神保健福祉センター等における適切な相談体制の確保を依頼するとともに、相談対応の取組事例を紹介 ・ 介護保険施設や障害福祉施設等において、多様な性的指向・ジェンダーアイデンティティを持つ方を含め、利用者の意思・人格を尊重した介護サービス等の提供が行われるよう、都道府県等に対して周知等の徹底依頼 ・ 福祉事務所に勤務するケースワーカー等に対し、性的指向やジェンダーアイデンティティを原因とする困難を抱える方に適切な支援をできるよう、研修を通じて必要な知識の周知の取組を行った。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料 https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001436709.pdf ・ 障害保健福祉関係主管課長会議資料 https://www.mhlw.go.jp/content/001468383.pdf | | ○ | | |
| 60 | 旅館業における衛生等管理要領への記載 | 厚生労働省 | 旅館業法上、宿泊拒否事由に該当する場合を除き宿泊を拒んではならないとされており、性的指向やジェンダーアイデンティティを理由に宿泊拒否がなされないよう、「旅館業における衛生等管理要領」をHP上に引き続き掲載した。 | 旅館業のページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000110603.html | | ○ | | |
| 61 | カリキュラム改訂の周知 | 厚生労働省 | 大学等において、社会福祉士や精神保健福祉士を目指す学生が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性について理解を深めることができるよう、カリキュラム改訂の内容やその趣旨についてHP等で広く公表した。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-yousei/index_00012.html ・ 精神保健福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて https://www.mhlw.go.jp/content/000604888.pdf | | ○ | | |
| 62 | 新規採用職員研修等 | 厚生労働省 | <ul style="list-style-type: none"> 例年に引き続き、令和6年度においても、 ・ 本省に勤務する職員向けに新規採用職員研修等において、性的マイノリティに関する内容を取り扱うこととした。（令和6年度受講者実績：新規採用職員研修275名） ・ 全職員を対象に、性的マイノリティに関する周知・啓発も実施した。 ・ 地方労働局職員がLGBT等についての理解を一層深めるために、全職員を対象とした研修や採用時研修などを実施した。（令和6年度受講者実績：採用時研修1,211名） ・ ハローワークの職業相談窓口等において適切に対応できるよう、職員向けの啓発資料を作成し、配布した。 | 該当なし | | ○ | | |

| 番号 | 施策・事業名 | 府省庁名 | 令和6年度に実施した施策等 | URL | 施策の類型 | | | |
|----|---------------------------------|-------|---|---|-------|----------|---------|--------|
| | | | | | 学術研究 | 知識の着実な普及 | 相談体制の整備 | その他の施策 |
| 63 | 職員向け相談窓口の設置等 | 厚生労働省 | ハラスメントに関する相談窓口を設置するなどしており、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とするハラスメントについても相談の対象としている。 | 該当なし | | ○ | | |
| 64 | よりそいホットラインの運営 | 厚生労働省 | 例年に引き続き、令和6年度においても、生活上の様々な悩みを受け付ける24時間365日無料の電話相談窓口（よりそいホットライン）により、性的マイノリティに関する相談にも対応した。 | よりそいホットライン https://www.since2011.net/yorisoi/n4/ | | | ○ | |
| 65 | 職員研修 | 農林水産省 | 令和5年度から全職員向け任意セミナーにおいて、外部講師による性的指向・ジェンダーアイデンティティへの理解を高めるための講義を実施した。 | 該当なし | | ○ | | |
| 66 | 各階層別研修 | 農林水産省 | 新規採用研修や管理者研修等の各階層別研修において、サービスに関する講義の中で性的指向及びジェンダーアイデンティティについての内容を取り扱った。 | 該当なし | | ○ | | |
| 67 | 職員向けの苦情相談窓口及び相談員の設置 | 農林水産省 | 職員向けの苦情相談窓口及び相談員を設置しており、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関するハラスメントを含め、職員からの各種のハラスメント相談に対応した。 | 該当なし | | | ○ | |
| 68 | 職員による職員以外の方に対するハラスメント事案の通報窓口の設置 | 農林水産省 | 職員による職員以外の方に対するハラスメント事案についての通報窓口を設置しており、性的指向、ジェンダーアイデンティティに関するハラスメントを含め、職員以外の方からの各種のハラスメント相談に対応した。 | 職員によるハラスメント事案の通報窓口について https://www.maff.go.jp/j/apply/recp/tsuho.html | | | ○ | |
| 69 | サービス規律研修 | 経済産業省 | 全職員向けのサービス規律研修にて、性的指向・ジェンダーアイデンティティへの理解について啓発を実施した。 また、本省全管理職向け義務研修や一般職員向け義務研修、全職員向け任意研修においても、性的指向・ジェンダーアイデンティティへの理解を高める講義を実施した。 | 該当なし | | ○ | | |
| 70 | ハラスメント相談員の配置 | 経済産業省 | ハラスメント相談員を各局に配置するなど、ジェンダーアイデンティティ関連を含むハラスメントに対する相談体制を確立している。 | 該当なし | | | ○ | |
| 71 | 住宅セーフティネット制度 | 国土交通省 | 住宅確保要配慮者(※)の入居を拒まないセーフティネット住宅において、改修や入居者負担の軽減への支援を実施した。公営住宅等主務課長ブロック会議等を通じて、地方自治体に対して居住支援協議会の設立支援制度やセーフティネット住宅に関する補助制度の周知を行った。 ※自治体が定める賃貸住宅供給促進計画に位置づけることで、性的マイノリティの方を住宅確保要配慮者に追加できることとしている。 | 住宅セーフティネット制度 https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000055.html | | ○ | | |

| 番号 | 施策・事業名 | 府省庁名 | 令和6年度に実施した施策等 | URL | 施策の類型 | | | |
|----|---------------------|--------|--|--|-------|----------|---------|--------|
| | | | | | 学術研究 | 知識の着実な普及 | 相談体制の整備 | その他の施策 |
| 72 | 人権・同和問題講演会、各階層別研修 | 国土交通省 | 令和5年度から人権・同和問題講演会において、性的指向及びジェンダーアイデンティティについての内容を取り扱っており、また、新規採用研修や新任管理職研修等の各階層別研修においても、人権に関する講義の中で同内容を取り扱った（令和6年度受講実績：6,980名）。 | 該当なし | | ○ | | |
| 73 | ハラスメント相談窓口の設置 | 国土交通省 | 性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する内容を含め、職員からのハラスメント相談に対応するための窓口を設置している。 | 該当なし | | | ○ | |
| 74 | 受入対応促進セミナー | 観光庁 | 性的マイノリティを含む多様な背景・価値観を有する訪日外国人旅行者が安心・快適に旅行を満喫できる環境の整備に向けて、観光関係者の理解促進を図る受入対応促進セミナーを実施した。（令和7年2月） | 「ベジタリアン・ヴィーガン ムスリム LGBTQ 受入対応促進セミナー」を開催します！ https://www.mlit.go.jp/kankocho/topics08_00015.html | | ○ | | |
| 75 | 新規採用職員研修 | 環境省 | 新規採用職員を対象に実施している研修のうち「公務員倫理」の項目において、ジェンダーアイデンティティについての内容を盛り込んだ。 | 該当なし | | ○ | | |
| 76 | ハラスメント相談窓口の設置 | 原子力規制庁 | 職員の多様な相談に応えるため、ハラスメント相談窓口を設置しており、性的指向やジェンダーアイデンティティを理由とするハラスメントを含む、各種ハラスメントに関する相談に対応している。 | 該当なし | | | ○ | |
| 77 | ハラスメント防止に関する研修 | 原子力規制庁 | ハラスメント防止に関する研修において、性的指向及びジェンダーアイデンティティについても教育を実施している。 | 該当なし | | ○ | | |
| 78 | 職員研修 | 防衛省 | ハラスメント防止に関する教育において、性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する偏見に基づく言動についてもセクシュアルハラスメントとなり得る等の教育を実施している。 また、各教育課程や人事担当者に対する教育の中で、性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する内容の教育を実施している。 | 該当なし | | ○ | | |
| 79 | 職員向け相談窓口の運営 | 防衛省 | 職員のためのハラスメント相談窓口を設置し、性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する内容の相談を含め、職員からのハラスメント相談に対応している。 | 該当なし | | | ○ | |
| 80 | 国の行政機関における管理職に対する研修 | 人事院 | 本府省及び地方機関等の幹部・管理職員を対象とした、性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する内容を含めた幹部・管理職員ハラスメント防止研修を実施した。 | 該当なし | | ○ | | |

| 番号 | 施策・事業名 | 府省庁名 | 令和6年度に実施した施策等 | URL | 施策の類型 | | | |
|----|------------------------------------|------|--|--|-------|----------|---------|--------|
| | | | | | 学術研究 | 知識の着実な普及 | 相談体制の整備 | その他の施策 |
| 81 | 国の行政機関におけるハラスメント防止対策担当者に対する研修 | 人事院 | 本府省及び地方機関等のハラスメント防止対策担当者を対象とした、性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する内容を含めたハラスメント防止対策担当者実務研修を実施した。 | 該当なし | | ○ | | |
| 82 | 国の行政機関におけるハラスメント相談員等に対する研修 | 人事院 | 本府省及び地方機関等のハラスメント相談員及び苦情相談担当官を対象とした、性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する内容を含めたハラスメント相談員セミナー兼苦情相談担当官研修を実施した。 | 該当なし | | | ○ | |
| 83 | 国家公務員ハラスメント防止週間における職員研修 | 人事院 | 国家公務員ハラスメント防止週間に、全職員を対象とした、性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する内容を含めたeラーニング及び研修教材の配信を実施した。 | 該当なし | | ○ | | |
| 84 | 採用時研修、中堅係員研修、係長級研修課長、補佐級研修、新任管理職研修 | 人事院 | 採用時研修、中堅係員研修、係長級研修及び課長補佐級研修において、セクシュアル・ハラスメントに関する基本的事項として性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する内容を取り扱っている。 また、新たに管理職となった者に対する研修におけるセクシュアル・ハラスメント防止に関する課目の中で、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する内容を取り扱っている。 | 該当なし | | ○ | | |
| 85 | ハラスメント相談員の設置 | 人事院 | 性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する偏見に基づくハラスメントを含めた、ハラスメント相談員を設置している。 | 該当なし | | | ○ | |
| 86 | セクシュアル・ハラスメント相談員の設置 | 人事院 | 人事院規則10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）第8条第4項に基づき、セクシュアル・ハラスメント相談員を設置し、職員以外の者であって職員からセクシュアル・ハラスメント（性的指向又はジェンダーアイデンティティに関する偏見に基づく言動を含む。）を受けたと思われる者からの苦情相談を受け付けている。 | 国家公務員からセクシュアル・ハラスメントを受けたと思われる方からの相談窓口 https://www.jinji.go.jp/seisaku/kinmu/harassment/gaibusoudanmadoguchi.html | | | ○ | |
| 87 | 勤務条件や勤務環境等に関する相談に対応する体制の整備 | 人事院 | 一般職の国家公務員からの勤務条件や勤務環境等に関する相談に対応する体制を整備している。 相談の対象には、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント（性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する内容を含む。）等が含まれる。 | 勤務条件や勤務環境等に関する相談（苦情相談） https://www.jinji.go.jp/seisaku/soudan/counseling.html | | | ○ | |

| 番号 | 施策・事業名 | 府省庁名 | 令和6年度に実施した施策等 | URL | 施策の類型 | | | |
|----|--|-------|---|------|-------|----------|---------|--------|
| | | | | | 学術研究 | 知識の着実な普及 | 相談体制の整備 | その他の施策 |
| 88 | 服務規律の遵守等についての周知 | 会計検査院 | 四半期ごとに服務規律の遵守等について職員へ周知を行っており、当該周知の中で、性的指向又はジェンダーアイデンティティに関する偏見に基づく言動についてもセクシャル・ハラスメントとなり得る旨周知した。 | 該当なし | | ○ | | |
| 89 | 採用時研修、係長級昇任時研修、課長補佐級昇任時研修、室長級昇任時研修及び課長級昇任時研修 | 会計検査院 | 採用時研修、係長級昇任時研修、課長補佐級昇任時研修、室長級昇任時研修及び課長級昇任時研修において行っている服務規律等に係る科目の中で、性的指向及びジェンダーアイデンティティについての内容を取り扱った。（令和6年度受講者実績：採用時研修39名、係長級昇任時研修38名、課長補佐級昇任時研修85名、室長級昇任時研修14名及び課長級昇任時研修9名） | 該当なし | | ○ | | |
| 90 | セクシュアル・ハラスメントに関する相談員の設置 | 会計検査院 | セクシュアル・ハラスメントに関する相談員を設置しており、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とするハラスメントについても相談の対象とした。 | 該当なし | | | ○ | |